

11-6-2 評価

1 特定の保全対象

保全対象ごとに、予測された影響の程度と先に設定した保全水準を比較、考量して、保全水準の達成の程度を判定し、見解（判定結果及び判定理由等）を分かりやすく取りまとめる。

なお、保全水準を達成できない場合には、所要の保全対策を講じることを想定して、再度予測を行う必要がある。

(1) 保全水準の達成の程度

保全水準の達成の程度については、保全対象ごとに、次の3段階区分により判定して、分かりやすく取りまとめる。なお、特に自然現象に係るものについては、成立環境要因や成因などのメカニズムさえ分かっていないものが多いなど、予測結果には不確実性が残ることに留意する必要がある。

表11-7 保全水準の達成の程度の判定

段階区分		判 定 内 容
達成 ○	○ ₁	完全に達成していると判定される場合。予測結果に残された不確実性に起因する問題の発生は、全くないと見なされるもの。現実には稀なケースである。
	○ ₂	達成していると判定される場合。予測結果に残された不確実性に起因する問題が発生しないことを、念のために確認する事後検証のための継続調査を伴う。
ほぼ達成 △		ほぼ達成していると判定されるが、予測結果に不確実性が多く残る場合（保全対策の効果に不確実性が多く残る場合を含む。）予測結果に残された不確実性に起因する問題が発生した場合には保全対策の追加等の措置を講じることを想定した、継続監視のための継続調査を伴う。
未達成 ×		保全対策の実施の如何にかかわらず、達成の可能性が極めて低いと判定される場合

なお、判定に当たっては、各保全対象の重要度に応じた達成の程度の判定を行う必要があり、次のとおり重要度の高いものほど達成の程度の判定は厳しくなる。

保全対象の損壊率\重要度区分	Aランク	Bランク	Cランク
比較的大きい	×	×	△
↑ ↓	×	△	○ ₂
比較的小さい	△	○ ₂	○ ₁

(2) 見解のとりまとめ

保全対象ごとに、先に設定した重要度区分（価値区分）及び保全水準、主な影響の種類とその予測結果、達成の程度（判定結果）及び判定理由、保全対策及び継続調査を記した見解シートを作成する。

なお、事業計画案又は保全対策案が複数ある場合は、その違いを備考欄に明記し、それぞれ別々に見解シートを作成するなど、検討の経緯が分かるように取りまとめることが望ましい。

2 保全上の配慮事項

保全目標として設定した、施設の配置、設計、工事及び供用に当たり、自然環境保全上必要と考えられる各種の配慮事項についても、併せてその遵守の程度を確認する。各種の保全上の配慮事項の遵守の程度は、表11-8の例を参考にして確認する。

表11-8 保全上の配慮事項の遵守の程度

保全上の配慮事項の種類	遵守の程度の確認指標の例
地形の改変量の最小化	・事業地における地形分類別の改変面積、土工量
土壌の改変量の最小化	・事業地における土壌分類別の改変面積、土工量
土壌侵食及び流出の防止	・事業地における土壌分類及び傾斜分類別の改変面積、土工量 ・事業地における改変後の早期緑化計画や排水対策の有無、方法等の確認
不安定地形への配慮	・事業地における不安定地形の改変面積、土工量
水循環系の保全	・まとまりを持った特定の集水域における改変面積、土工量 ・貯水透水能の違いによりタイプ分けされた土壌タイプ別の改変面積、土工量

11-7 環境保全措置

先の保全目標の達成の程度の確認において、保全目標の達成が不十分とされた場合には、有効性やあいまい性に十分留意して、所要の環境保全措置を講じる。

なお、講じることとした保全対策については、その概要と期待される保全上の効果等を具体的に分かりやすく説明する。

また、予測結果に残された不確実性の程度に応じて必要と判断された継続調査を、適正な実施計画を作成した上で行う。

1 環境保全措置

環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全措置であるかを明確にすることが重要である。

なお、影響の種類や程度によっては、事業計画の抜本的な変更が必要となる場合もある。また、保全水準を達成出来ると判定した場合であっても、より一層の保全対策を講じることが望ましい。

(1) 事業計画上配慮した施設等の配置、規模及び構造

- ・重要な地形及び地質の特性を損なわない事業計画
- ・既存の地形及び地質を生かした土地利用計画
- ・道路や鉄道等のトンネル、橋梁等の位置の変更
- ・極めて重要度が高い地形及び地質が分布する地域における土地の改変及び工作物の設置の回避

- ・その周辺環境の保全により、周囲と一体に残存
 - ・重要な地形及び地質の周辺における集水域及び水系の保全
 - ・地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、活断層における土地の改変及び工作物の設置の回避
- (2) 工事の実施における環境保全措置
- ・山地、丘陵地での切土及び盛土の土工量の必要最小化
 - ・法面勾配の変更、適切な崩壊防止工法の選定等による崩壊その他の危険防止
 - ・切土法面、盛土法面、裸地の早期緑化
 - ・残土等を仮置きする場合における土砂流出の防止
 - ・周辺森林や残地森林等と工事区域境界における土砂流出防止対策

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

ア 環境保全措置についての複数案の比較検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

イ 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

- ・環境保全措置の実施に当たり、法令等の基準に照らして問題がないこと。
- ・環境保全措置の内容が、他の類似事例に照らして妥当であること。
- ・環境保全措置に必要な用地等が確保できるなど物理的に実施可能であること。

11-8 事後調査

1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じる。

3 事後調査の期間等

工事の実施に係る事後調査は、工事の進捗状況を考慮し適切な時期に設定する。土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査期間は、工事完了後、重要な地形及び地質の特性を考慮し適切に設定する。

また、中間的な時期に予測を行った場合には、その時期も事後調査の対象とする。

4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、重要な地形及び地質への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。